

紀州材需要創出事業（家づくり支援）実施要領

第1 趣旨

この実施要領は、紀州材需要創出事業（家づくり支援）を円滑に実施するため、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及び紀州材需要創出事業（家づくり支援）補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）を補完し、必要な事項を定めるものとする。

第2 乾燥紀州材

交付要綱第1条に規定する「乾燥紀州材」とは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 県内の森林から伐採され、県内の製材所等で生産された県産材であり、「紀州材認証システムの実施について」（平成15年制定）により、紀州材と認証されるもの。
- (2) 天然乾燥又は人工乾燥により乾燥された木材で、含水率が25%以下のもの。

第3 乾燥紀州材の家

交付要綱第1条に規定する「乾燥紀州材の家」とは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 新築又は増改築（10m²以上）する一戸建て専用・併用住宅（建売住宅は除く。）とする。
- (2) 構造材（構造材と併せ内装材を使用する場合を含む。）に乾燥紀州材を使用した住宅とし、構造材及び内装材とは、通し柱、管柱、間柱、筋かい、束、土台、大引、根太、梁、桁、母屋、棟木、胴差、火打ち、床材、壁材等とする。
- (3) 補助金の交付を申請する年度の2月末日までに補助対象部分が完成するもの。

第4 補助対象者

交付要綱第2条に規定する「自ら居住するための乾燥紀州材の家を建築しようとする者」とは、建築物の構造材（構造材と併せ内装材を使用する場合を含む。）に乾燥紀州材を使用して住宅を建築してそこに居住する者であり、建築確認通知書又は建築工事届に記載された建築主とする。この場合において、申請者は1名とし、建築確認通知書又は建築工事届に記載された建築主が複数名いる場合はその代表者とする。

第5 事業申込書の受付

- (1) 事業申込書の提出は、同じ年度内においては、1人につき1回のみとする。
- (2) 交付要綱第4条に規定する事業申込書の受付は、随時行うものとし、提出期限は毎年度の10月末日（休日の場合はその前日とする。）とする。

ただし、事業申込者が少ない場合は、提出期限を延長する場合がある。

- (3) 補助対象となる対象者の補助金交付申請額の総額が、予算額を超えた場合等において、補助対象となる対象者の選別を抽選で行う。
- (4) 事業申込書提出後の補助金額の増額変更は、認めないものとする。
- (5) 交付要綱第5条に規定する補助事業の完了が見込めないと判断される場合とは、交付要綱第6条に規定する補助金交付申請書の提出期限の10日前まで

に補助事業に着手していないことを現地にて確認した場合をいう。

- (6) 事業申込書の受付は、事業施行地を管轄する振興局地域振興部林務課が行うこととし、受け付けた申込書は、林業振興課に進達するものとする。

第6 補助金交付申請書の添付書類

- (1) 交付要綱第6条に規定する紀州材証明書（別記第4号様式）においては、その証明を、紀州材認証システムの実施について（平成15年制定）に準じ行うものとする。
- (2) 交付要綱第6条に規定する「平面図」は、事業申込書に係る住宅の設計平面図とする。
- (3) 交付要綱第6条に規定する「写真」は、構造材完成（棟上げ）時及び内装材完成時の写真とする。
- (4) 交付要綱第6条に規定する「関係書類」は、次の書類とする。
- ア 建築確認が必要な地域にあつては、建築基準法第6条に定める建築確認通知書の写し
- イ 建築確認が必要でない地域にあつては、建築基準法第15条に定める建築工事届の写し
- (5) 第4に規定する補助対象者であることを確認するため、(4)のア又はイに規定する「関係書類」のほか、住民票の写し等の書類の添付を求めることができるものとする。

第7 現地調査

交付要綱第8条に規定する調査については、別に定める検査内規により実施するものとする。

附 則

- 1 この実施要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 木の国安心の住まい・乾燥紀州材支援事業（木の国・乾燥紀州材の家づくり支援事業）実施要領（平成15年制定）（以下「旧要領」という。）は、廃止する。ただし、旧要領にかかる平成15年度分の補助金の適用については、なお効力を有する。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度森を育む紀州材の家づくり支援事業補助金から適用する。
- 2 この要領による改正前の「紀州材健康の家づくり支援事業実施要領」に係る平成18年度分の補助金の適用については、なお効力を有する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行し、改正後の森を育む紀州材の家づくり支援事業実施要領の規定は、平成20年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行し、改正後の紀州材需要創出事業（家づくり支援）実施要領の規定は、平成21年度の補助金から適用する。